令和6年度第2回狭山市社会福祉審議会会議録

開催日時 令和6年10月18日(金)

午後1時15分から午後3時まで

開催場所 市役所 7 階 職員研修室

出席者 11名

井島委員 畑中委員 成田委員 山﨑委員 小田委員 中澤委員 宮本委員 石井委員 影山委員 諏訪委員 寶積委員

欠 席 者 成瀬委員 小野委員

事務局 8名

昔農福祉部長、濱田福祉部次長(福祉政策課長兼務)、五十子高齢者支援 課高齢者支援担当主幹、小出高齢者支援課同担当精神保健福祉士、加藤 福祉政策課総務・政策担当主幹、小池福祉政策課同担当主査、鹿野福祉 政策課同担当主任、林福祉政策課同担当主事補、

傍聴者 なし

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 第5期狭山市地域福祉計画策定について
 - 再犯防止推進計画
 - 成年後見制度利用促進計画
 - (1)第5期狭山市地域福祉計画策定について 再犯防止推進計画についての勉強会 所沢地区保護司会狭山支部 小野田支部長より

〈内容〉

- ○狭山市の保護司の人数について
 - →定員 27 名中 21 名 (内女性 4 名)

保護司の成り手不足 (特に女性)

候補者はいるが、親の介護や、対象者との面談時、他の家族がいるときに家に呼びづらい等、様々な理由で成り手が確保できない。

面談時にトラブルが発生し警察を呼ぶこともある。

- ○保護司の仕事内容について
- ①保護観察

犯罪者の区分について(保護司が関わる対象)

- →1 号観察(保護観察処分少年) 4件
 - 2号観察(少年院仮退院者) 3件

- 3号観察(仮釈放者) 3件
- 4号観察(保護観察付執行猶予者)14件

以前に比べると数は減ってきている。

少年の場合、ほとんどの対象者は 20 歳になる前に保護解除となることが多いが、今まで1件だけ保護観察中に警察に捕まってしまった人がいる。

②身元引受人の調査(生活環境の調整)

少年院の場合は3ヶ月に1回

刑務所の場合は半年に1回

食事、住環境、仕事など、身元を引き受ける環境が整っていることを確認する。 (環境次第では出所できない)

対象者が高齢者の場合は、身元引受人が見つからず、断られてしまうケースがあり、 社会福祉施設を探すこともある。

身内でも他の保護司に対しても、対象者のことを詳しく話すことはなく、個人情報 の取り扱いには注意して活動を行っている。

③PR 活動

組織として主だった活動は行っていないが、広報誌の発行を行っている。刑務所に 行き様子を確認したり、研修会に参加しながら新しい情報を得ている。

〈質疑応答〉

委員 面談を行う際にはどのような話をしているのか。また、面談をするうえで 怖さはあるか。

支部長 世間話が主である。仕事、交友関係等、対象者の現況を聞くことが多い。根本的には再犯をしないことが目的のため、事件のことには触れずに話をしている。対象者と面談する際に怖いという感情はない。滋賀県で発生した事件のこともあるので、面談場所を自宅以外の場所に設定したほうがいいのではないかということが問題となっている。

対象者が出入りすると近所の方が見ている可能性があるため、分からないように夜に設定したりしたほうがいいのかと思っている。ただ公共施設や店を利用することも考えているが、周りに会話を聞かれてしまうことがあるため、面談場所としては設定しづらい。

委 員 社会的に不利な状態の方の支援や話を聞く中で、どのように対応したら 元気になってもらえるか。

支部長 今までの生育歴や生活状況に課題がある人が多い。話を聞く中で、育ってきた環境が影響している可能性はある。若い世代には、勉強しているのか、働いているのか現状を確認し、「ふらふらしているのではない」と強く言うことはある。

委員 対象者は元々狭山市に住んでいる方であるか。再犯の防止ということ

で、仕事がある、誰か面倒を見てくれる、企業の雇用主につながるな ど、保護司としてやっていることはあるか。

支部長 本人が元々狭山市に住んでいることもあるが、たいていは身元引受人が 狭山市に住んでおり、保護司の担当となり調査に行くこととなる。 犯罪を起こすと職や家庭を失ってしまう。刑務所の中でも就職に関する 教育があり、面接や履歴書の犯罪歴については正直に答えるよう指示が あるが、保護司として、聞かれるまでは詳しく話すことはないと教える ことはある。協力雇用主と対象者の関係性は様々で、犯罪歴について話 す人もいれば、上司しか知らないこともある。

委員 狭山市内で協力雇用主はいくつあるか。

支部長 具体的な数は分からないが、以前は運送屋、電気屋、塗装屋などがあった。働かずに何もしていないと以前の仲間が寄ってきて、また犯罪を起こしてしまう可能性があるため、規則正しい生活を送ってもらい、働くように仕向けていく。職に困っていることがあれば、雇用主を探したり、紹介する。

委員 福祉関係の窓口につないだことはあるか。

支部長 所沢に更生保護サポートセンターというものがあり、どこに何を相談していいのか分からない人に窓口を設けている。利用者は少なく、何かを解決する場所ではないが、適切な機関を案内してくれる。

委員 保護司を長く続けている背景は。

支部長 ボランティアなので、大勢の方が経験した方がいいかと思い、10年ほど で辞めようかと思っていた。しかし、対象者を抱えていたため、途中で 放り投げず続けてくれと言われ今まで続けてきた。長く続けているの は、面接表や調査票に書いている人の人生が分かり、(犯罪歴から家族 構成、傷の位置や刺青の位置など細かいことまで)人生の勉強になった ため。

委員 保護司の人材、成り手は不足しているか。

支部長 不足している。特に女性。

保護司の定数は学校の数と同数に設定されているが、狭山市も6人欠員がある。地区全体(狭山・入間・所沢)でも充足率は70%であり、埼玉県でも下から2番目となっている。

委 員 面談を自宅で行っている人は家族の理解が必要であると思うがどのよう にしているか。

支部長 自宅以外の場所で面談する機会もある。また、自宅で面談をする際に は、家族にお茶を出さなくていい等伝え、家族にはいつもと変わらない よう過ごすよう言っている。対象者とも保護観察期間が終了し、近所で 会うことがあっても、どちらからも声をかけないという対応をしてい る。

委員 成り手を増やすような活動をしているのか。

支部長 保護司で見つけるか、保護観察所からも情報をもらうが、結び付かない。

委員 福祉の制度やサービス、相談窓口などの情報を得る場はあるのか。保護 司の活動をスムーズにする支援や制度をあるのか。

支部長 不勉強で分からないが、今後更生保護女性会や民生委員と交流したほう がいいと考えている。

事務局 協力雇用主の数について、狭山市内の協力雇用主は13社とさいたま保 護観察所より聞き取りしている。

(1) 第5期狭山市地域福祉計画策定について

成年後見制度利用促進計画についての勉強会 狭山市社会福祉協議会 畑中主査より

〈内容〉

高齢化が進んで、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われており、精神障害者や知的障害者の方が増えてきた中の意思決定支援の一つとして成年後見制度は必要である。国でも成年後見制度利用促進法が何年か前に制定された中に、成年後見制度利用促進計画が入っている。

別添資料のとおり

〈質疑応答〉

- 委員 狭山市は市長申し立て以外の報酬助成がないため、成年後見が必要な方であっても、お金がなく、成り手がいないというケースが結構あるため、報酬助成に関する見直しを検討していただきたい。
- 委員 市民後見人の養成講座が終了した方との接点がなく、専門職の方が妥当 という判断で進めてしまうことが多い。市民後見人の方とのマッチング ができていない現状があり、今後後見人の成り手としてどのように関わ っていけるか、社会福祉協議会の考えはあるか。
- 社 協 現状仕組みとしてはないが、修了者の名簿登録を行い、市民後見人として 案件があったときに受託する意思があるかを定期的に確認する予定。
- 委員 専門職よりも市民後見人のほうがいい場合はあるか。
- 社 協 対象者について詳細情報を把握し、動いてくれる。専門職は面会の回数などに制限を設けている場合があるが、市民後見人は自身の空いている時間の中で動くので、こまめにケアができる。以前、意思疎通ができない人に対し、絵本の読み聞かせをし、相手の反応を見ている人がいた。専門職

では思いつかない発想で支援するのが市民後見人である。

- 委員 以前身内で後見人をつけたことがあったが、報酬が高かった。 また、障害年金で報酬を支払うことが厳しいなかで報酬助成が大事であると思った。
- 社 協 報酬については、基本的に誰がやっても、預貯金 1,000 万円以下であれば、月 2 万円が目安額である。同じ活動をしていても、預貯金額が高いとその分報酬も高くなってしまう。そういう意味では親亡き後で親御さんが、預貯金をたくさん残してくれる方がいるが、預貯金額での報酬になってしまうので、報酬が上がってしまうことがある。付加報酬で例えば弁護士しかできないことを後見人にプラスアルファで行ったときに報酬を増やしたという仕組みはある。
- 委員 成年後見に関する統計資料の掲載が計画になく、定量的に市で何が起きているか、成年後見や社協の日常生活自立支援事業も含めて、大体どれぐらいの人たちがどのように利用しているか、専門職、市民後見人が一体どれくらいいて、実際どの程度稼動されているのかを定量的に実態を整理していかないと全体像が見えないと思った。成年後見センターができて、地域包括や障害の相談支援などの既存の相談機関はどのように動いていくかなどの交通整理が必要であり、どこに課題があるかを丁寧に議論し検討していくことが今後の市の成年後見制度について必要であると感じた。
- 社 協 専任の職員が増えたときは、相談件数が前の年よりも倍になった。既存の 相談機関で解決できているものは解決している。それ以外の複合的な相 談に関して、成年後見センターにくることが多い。需要として多いのが、 身元保証、連帯保証の相談がある。
- 委員 全て後見制度に頼ることはできないので、保証の問題、死後事務の問題で 別でまた考えていく必要がある。
- 委員 入所施設の今年度の事業計画の中で、成年後見の利用促進を掲げている。 しかし、ご家族が元気なうちは金銭管理を行っているので、成年後見の利 用に目が向かない。今後法人で法人後見を行うか、利用者個々に後見人を つけるかどちらがいいのか。
- 社 協 入所施設が後見をやると牽制機能が働かなくなり、利益相反の兼ね合い を含めて、外部の人の方がいいという話になってしまう。後見制度を積極 的に利用するということではなく、代替的な手段を使っていくことも構

わないと思う。親が管理しているのを兄弟にバトンタッチし、正しく管理 されていれば問題ない。

- 委員 施設側からすると、不透明な部分があると、不利益にならないように成年 後見をつけてほしいという気持ちになってしまう。
- 社 協 今管理している人たち向けの学習機会を設け、継続していく方法しかな いという気はする。
- 委員様々な団体から講習やセミナーのお知らせが届くので、都度保護者へお 知らせして意識づけをしている。
- 委員 今の話は、施設に限らず民生委員で色々なご家庭を訪問する中で、どう繋げていこうか、ご家族が意識づけをしてくれないということはある。そういう意味では施設に限らず、特に高齢者2人で住んでいる方も、そういうニーズは高いと思う。ぜひそういう意識付けが前提として必要であると感じた。

〈総括〉

保護司の先生方は犯罪をした人の中に、困窮の方はいないと言っていたが、実は困窮と犯罪についての関係性については、保護司にお願いするケースと保護観察所が直接動いて調整しているケースと、別ルートではないかと思っている。トータルサポートや生活保護に相談に来ているかどうかを少し見た方がいいかなと思った。また、困窮に関しては、児童福祉の問題でもあり、自立援助ホームに話を聞くと、家庭環境、養育環境があまり良くない人たちが困窮であることが多い。色々情報を共有してみると、少し穴が見えてきたりもすると思うので、児童委員の立場からも非行とか不登校で心配だった子が、保護司さんのお世話になっているかもしれないので、今日は、話を聞くことができて非常にいい機会だった。保護司の方が民生委員さんとの繋がりがもっとあったらとか、地域でやるべきことの基本は予防なので予防で何ができるかということを考えていくことが重要であるかなと思っている。

成年後見のことは役割が課題で、親なき後の問題とも非常に密接に関わっている。高齢者で言うと、身元保証など、非常に裾野の広い問題であるため、成年後見だけで解決できないことであるので、その中で成年後見の中核機関というものを、中核にして、今までそれぞれが取り組んできたことが、横割りで交通整理されていくと、また新しいものが見えてくるのではないか。(副委員長)

次回について

地域福祉に係る情報の現状、課題について勉強会(福祉行政職員より) 〈終了〉